別表第一第三十九号の次に次のように加える。

三十九の二　企業価値担保権に関する信託業務の免許		
事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十二条（免許）の企業価値担保権に関する信託業務の免許	免許件数	一件につき十五万円

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四十条　民事訴訟費用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の一一の項中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行の申立て又は企業価値担保権」に改め、同表の一七の項ニ中「（平成八年法律第九十五号）」の下に「、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）」を加える。

（森林組合法の一部改正）

第四十一条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の五第一項中「並びに民法第三百九十八条の十」を「、民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二十六条第一項」に改める。

第百八条の七及び第百八条の十五中「並びに民法第三百九十八条の十」を「、民法第三百九十八条の十並びに事業性融資の推進等に関する法律第二十六条第一項」に改める。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第四十二条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表に次のように加える。

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）	第百二十八条	、たばこ税	、たばこ税、たばこ特別税

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正）

第四十三条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ワ中「若しくは信託業法」を「、信託業法若しくは事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第四十四条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十七条第四項中「、第三号及び」を「及びホ、第三号並びに」に改める。

（信託業法の一部改正）

第四十五条　信託業法の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号中「若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十条の規定により同法第一条第一項の認可」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、若しくは事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第四十七条の規定により同法第三十二条の免許」に、「若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律」を「、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律」に改め、同項第六号中「若しくは著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）」を「、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）若しくは事業性融資の推進等に関する法律」に改め、同項第八号ニ中「若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、若しくは事業性融資の推進等に関する法律第四十七条の規定により同法第三十二条の免許」に、「若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に」に改め、同項第十号イ中「若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、若しくは事業性融資の推進等に関する法律第四十七条の規定により同法第三十二条の免許」に、「若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に」を「、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に」に改める。

第十四条第二項ただし書中「第三条」の下に「若しくは事業性融資の推進等に関する法律第三十二条」を加える。

第五十三条第六項第五号中「若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、若しくは事業性融資の推進等に関する法律第四十七条の規定により同法第三十二条の免許」に、「若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に」を「、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律若しくは事業性融資の推進等に関する法律に」に改める。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第四十六条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十八条のうち民事訴訟費用等に関する法律別表第一の改正規定のうち、同表の二〇の項中「又は企業担保権」を「、企業担保権の実行の申立て又は企業価値担保権」に改め、同表の四五の項ニ中「（平成八年法律第九十五号）」の下に「、事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）」を加える。

（金融庁設置法の一部改正）

第四十七条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　審議会等（第六条―第二十三条）」を「第三章　金融庁に置かれる機関　第一節　審議会等（第六条―第二十三条）　第二節　特別の機関（第二十四条）」に、「第二十四条・第二十五条」を「第二十五条・第二十六条」に改める。

第四条第一項第三号ノ中「信託事業」の下に「及び企業価値担保権に関する信託業務」を加え、同項中第三十号を第三十一号とし、第二十五号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　事業性融資（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二条第一項に規定する事業性融資をいう。）の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

「第三章　審議会等」を「第三章　金融庁に置かれる機関」に改める。